

「外国人材の有効活用なくして成長なし」

—「技能実習制度」と「特定技能制度」を中心に—

NAGOMiフォーラムin東京

資 料

2021年12月10日

元厚生労働大臣 塩崎恭久

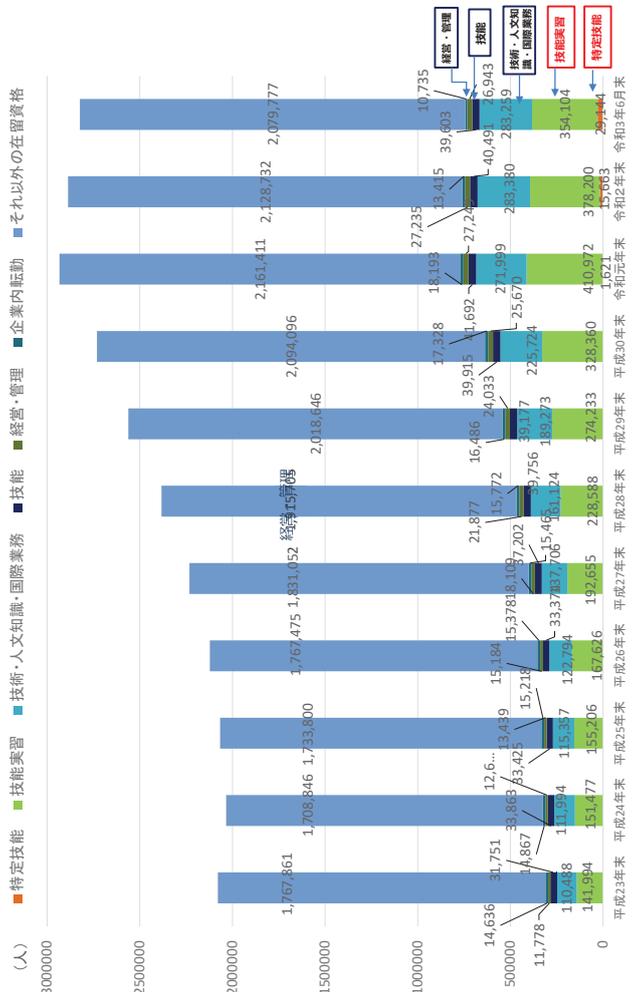
世界の時価総額上位50社の変遷

平成元年 世界時価総額上位50社				令和3年 世界時価総額上位50社			
順位	企業名	時価総額 (億米ドル)	本社所在国	順位	企業名	時価総額 (億米ドル)	本社所在国
1	N T T	1,638.6	日本	1	アップル	21,335.1	米国
2	日本興業銀行	715.9	日本	2	サウジアラムコ	19,011.0	サウジアラビア
3	住友銀行	695.9	日本	3	マイクロソフト	18,662.5	米国
4	富士銀行	670.8	日本	4	アマゾン・ドット・コム	16,702.5	米国
5	第一勧業銀行	660.9	日本	5	アルファベット	15,613.0	米国
6	I B M	646.5	米国	6	フェイスブック	9,027.0	米国
7	三菱銀行	592.7	日本	7	Tencent・ホールディングス	7,615.4	中国
8	イオン	549.2	米国	8	テスラ	6,489.0	米国
9	東京電力	544.6	日本	9	バークシャー・ハサウェイ	6,406.5	米国
10	ロイヤル・ダッチ・シェル	543.6	英国	10	アリババ・グループ・ホールディング	5,730.4	中国
11	トヨタ自動車	541.7	日本	11	T S M C	5,494.2	台湾
12	G E	493.6	米国	12	ビザ	5,105.5	米国
13	三和銀行	492.9	日本	13	サムソン電子	5,081.3	韓国
14	野村證券	444.4	日本	14	J P モルガン・チェース	4,706.5	米国
15	新日本製鐵	414.8	日本	15	ジョンソン・エンド・ジョンソン	4,418.0	米国
16	A T & T	381.2	米国	16	ウォルマート	3,959.1	米国
17	日立製作所	358.2	日本	17	ユナイテッドヘルス・グループ	3,882.6	米国
18	松下電器	357.0	日本	18	貴州茅台酒	3,858.6	中国
19	フィリップ・モリス	321.4	米国	19	LVMH・ヘンリー・ロジェ・リフトン	3,833.2	フランス
20	楽天	309.1	日本	20	マスタカード	3,725.4	米国
21	関西電力	308.9	日本	21	ホーム・デポ	3,578.0	米国
22	日本長期信用銀行	308.5	日本	22	エヌビディア	3,572.8	米国
23	東海銀行	305.4	日本	23	パンク・オブ・アメリカ	3,513.4	米国
24	三井銀行	296.9	日本	24	本邦	3,480.3	スイス
25	丸川	275.2	米国	25	ウォルト・ディズニー	3,344.6	米国
26	日産自動車	269.8	日本	26	P & G	3,293.9	米国
27	三菱重工業	266.5	日本	27	ペイパル	2,937.5	米国
28	テスラ	260.8	米国	28	ロシュ・ホールディングス	2,936.5	スイス
29	G M	252.5	米国	29	中国工商银行	2,677.5	中国
30	三菱信託銀行	246.7	日本	30	ASML・ホールディング	2,633.2	オランダ
31	B T	242.9	英国	31	コムキャスト	2,601.7	米国
32	ベル・サウス	241.7	米国	32	エリクソンモバイル	2,505.8	米国
33	B P	241.5	米国	33	ペライオン・コミュニケーションズ	2,426.1	米国
34	フォード・モーター	239.3	米国	34	ロレアル	2,354.0	フランス
35	アベコ	229.3	米国	35	アドビシステムズ	2,345.5	米国
36	東京銀行	224.6	日本	36	コカ・コーラ	2,334.3	米国
37	中部電力	219.7	日本	37	インテル	2,297.6	米国
38	住友信託銀行	218.7	日本	38	A T & T	2,286.2	米国
39	コカ・コーラ	215.0	米国	39	オアック	2,264.4	米国
40	ウォルマート	214.9	米国	40	美团点评	2,262.5	中国
41	三井物産	214.5	日本	41	ネットアックス	2,231.1	米国
42	川崎製鉄	213.0	日本	42	ファイザー	2,228.5	米国
43	モビル	211.5	米国	43	シスコシステムズ	2,140.9	米国
44	東京ガス	211.3	日本	44	トヨタ自動車	2,087.9	日本
45	東京海上火災保険	209.1	日本	45	アボット・ラボラトリーズ	2,082.3	米国
46	N K K	201.5	日本	46	ナイキ	2,078.4	米国
47	アルコ	196.3	米国	47	シロロン	2,045.9	米国
48	日本電産	196.1	日本	48	招商銀行	2,031.1	中国
49	大和証券	191.1	日本	49	アプティ	2,010.1	米国
50	旭硝子	190.5	日本	50	中国平安保険	2,009.5	中国

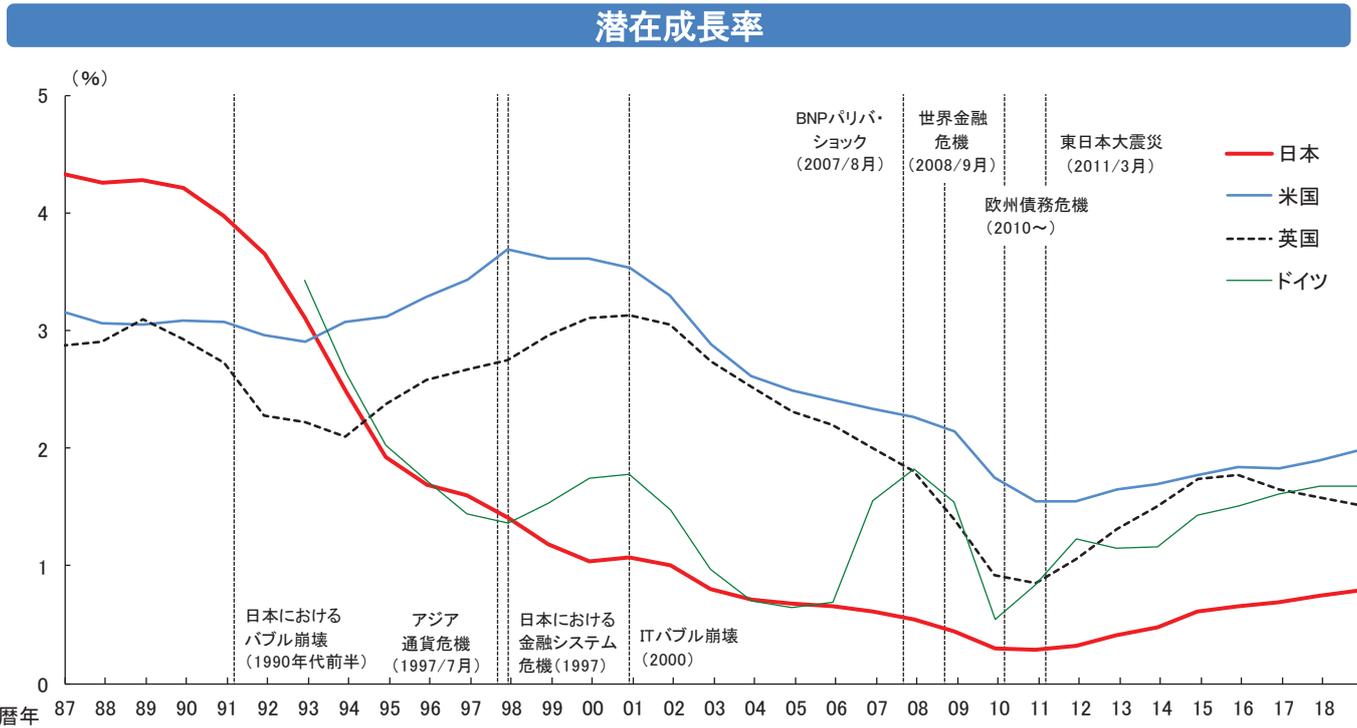
出所：週刊ダイヤモンド（2018年8月25日号）45ページ掲載の表
株ビジネスウィークリー誌（1989年7月17日号）「THE BUSINESS WEEK」

出所：SPEEDA、Bloomberg（2021年5月6日データ取得）より作成

在留外国人数の推移（平成23年～令和3年6月末）



過去30年間の潜在成長率



(注) OECDによる推計値。
(出所) OECD、HAVER

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要 ※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】
 等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4~5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日 平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

技能実習制度の見直しの内容について

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

見直し後 (法務省・厚生労働省共管)

- ① 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ② 民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ③ 技能実習生の保護体制が不十分
- ④ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分
- ⑤ 政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出機関の存在

- ① 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ② 新たに外国人技能実習機構(認可法人)を設立し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ③ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
- ④ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。
- ⑤ 技能実習生の送出しを希望する国との間で政府(当局)間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出機関の排除を目指す。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

(注) 枠内下線部分は法律で規定

u003c/div>

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長 3年間 ⇒ 5年間 (一旦帰国後、最大2年間の実習)
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (最大5%まで ⇒ 最大10%まで等)
- ③ 対象職種 of 拡大 地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置 職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことにより、技能検定等の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

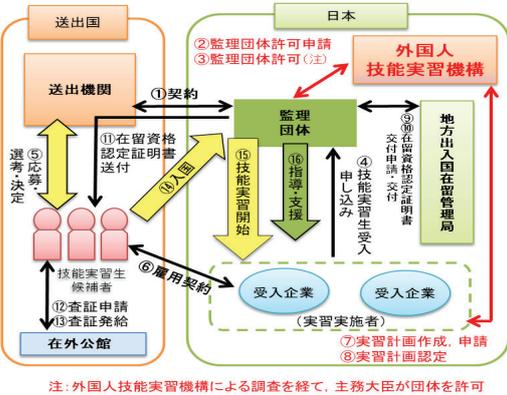
3

技能実習制度の仕組み

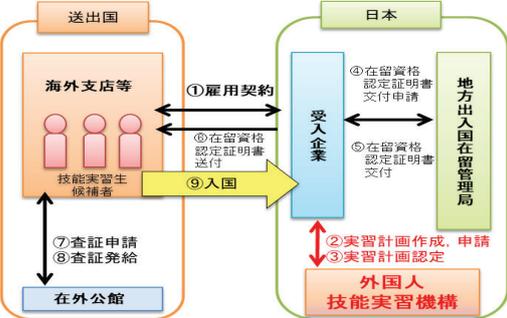
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約35万人在留している。
※令和3年6月末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

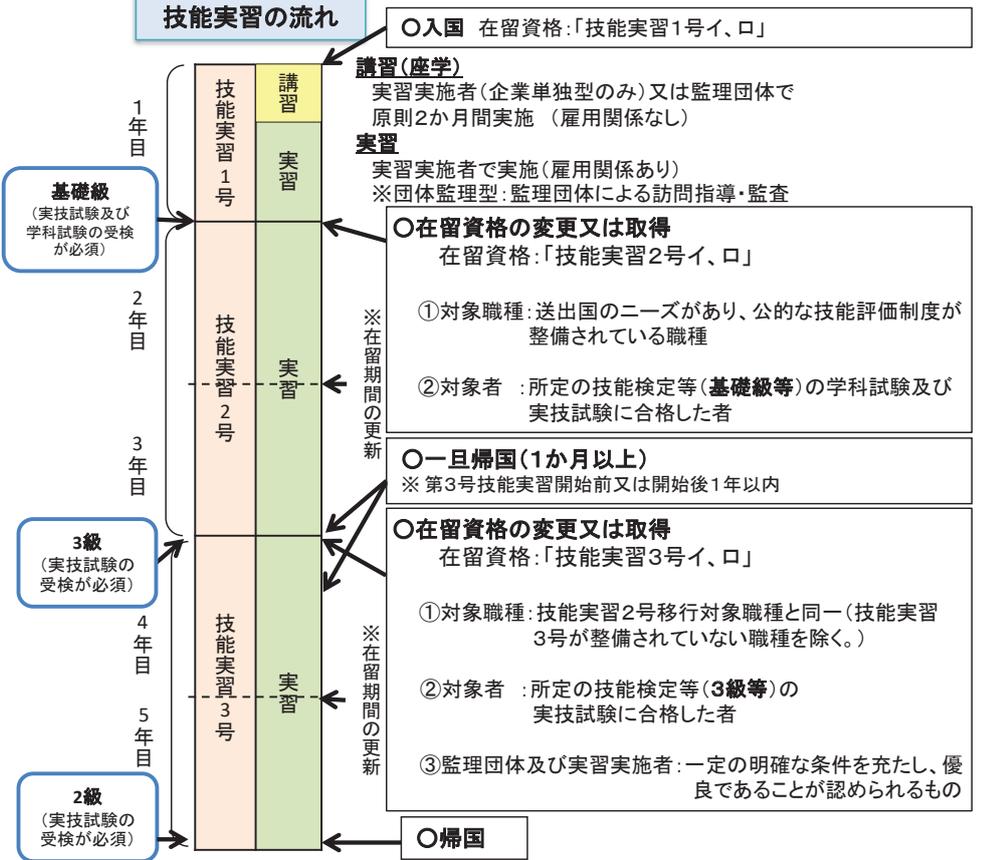
【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



外国人技能実習制度の状況(1)

1 監理団体の許可件数は、3,421件 (令和3年11月9日現在)

※厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いた上で主務大臣が許可するもの

特定監理事業許可件数 (1号又は2号)	1,673件
一般監理事業許可件数 (1号、2号又は3号)	1,748件
合計	3,421件

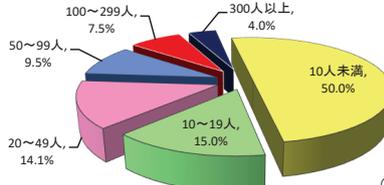
2 技能実習計画の認定件数は、延べ、1,167,826件 (令和3年10月31日現在)

※出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認定するもの
(外国人技能実習機構が事務を実施)

1号技能実習計画認定件数	540,749件
2号技能実習計画認定件数	538,444件
3号技能実習計画認定件数	88,633件
合計	1,167,826件

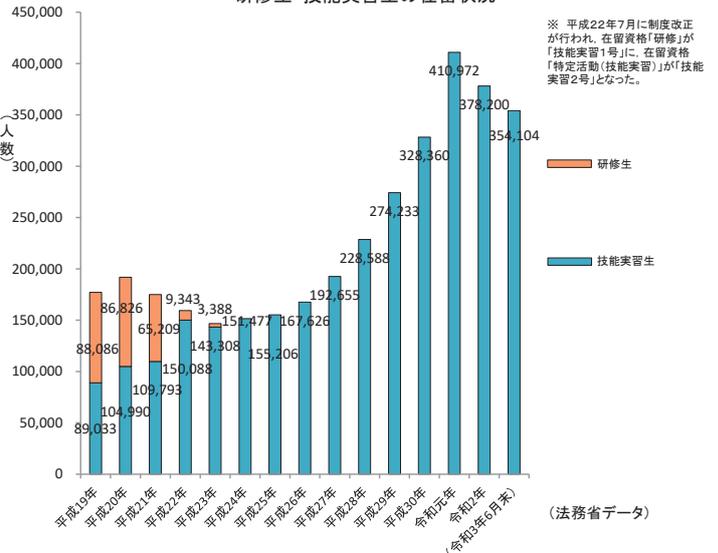
3 実習実施者の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業 (平成29年度)

平成29年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比 (団体監理型)



4 令和3年6月末の技能実習生の数は、354,104人

研修生・技能実習生の在留状況



5 技能実習生のうち、団体監理型の受入れが98.2% (令和2年度)

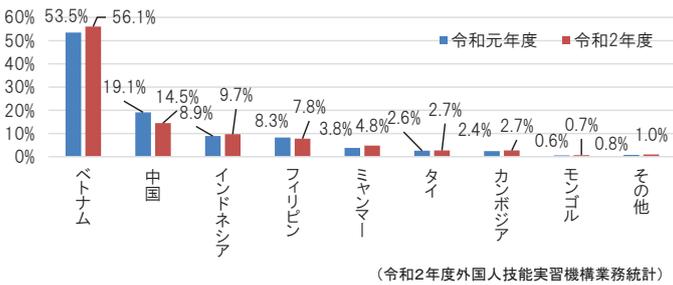
受入形態	合計	構成比
企業単独型技能実習	4,710	1.8%
団体監理型技能実習	251,698	98.2%
合計	256,408	100.0%

(令和2年度外国人技能実習機構業務統計)

外国人技能実習制度の状況(2)

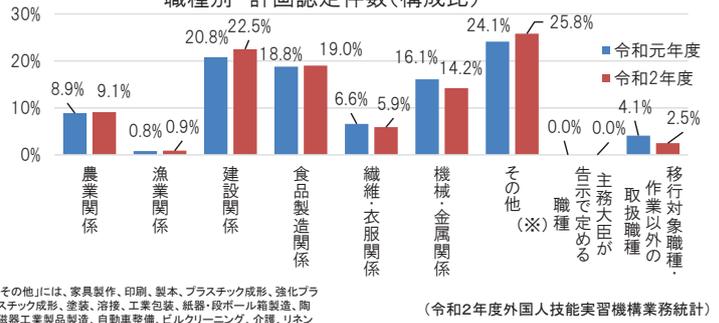
6 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③インドネシア

国籍・地域別 計画認定件数(構成比)



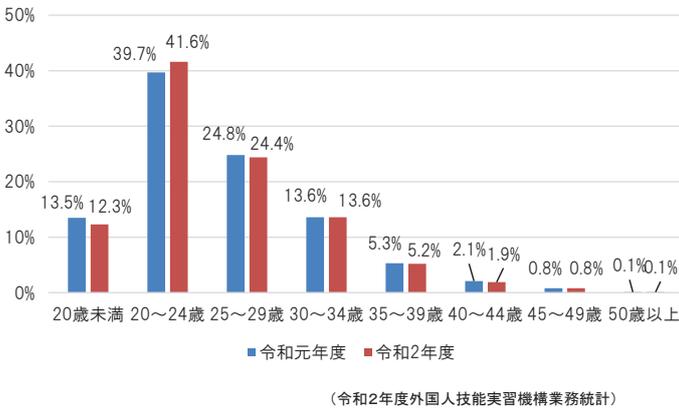
8 職種別では、①その他 ②建設 ③食品製造が多い

職種別 計画認定件数(構成比)



7 年齢別では、20代、30代前半が多い

年齢別 計画認定件数(構成比)



都道府県別 在留外国人及び技能実習生の数

都道府県	総数	技能実習生	技能実習生/総数
愛知県	13,481	6,388	47.5%
北海道	7,736	3,666	47.4%
青森県	12,204	5,717	46.8%
岩手県	17,751	8,048	45.3%
宮城県	14,174	5,944	41.9%
秋田県	6,627	2,773	41.8%
山形県	7,116	2,929	41.2%
福島県	7,782	3,185	40.9%
茨城県	6,165	2,354	38.2%
栃木県	4,832	1,785	36.8%
群馬県	15,792	5,291	33.5%
埼玉県	38,725	12,472	32.2%
千葉県	21,822	6,888	31.5%
東京都	4,949	1,550	31.3%
神奈川県	19,356	6,028	31.1%
新潟県	4,220	1,273	30.2%
富山県	7,828	2,351	30.0%
石川県	13,216	3,959	30.0%
福井県	31,313	9,292	29.7%
山梨県	9,955	2,865	28.8%
長野県	15,043	4,219	28.0%
岐阜県	55,782	15,393	27.6%
静岡県	16,156	4,385	27.1%
愛知県	17,279	4,580	26.5%
岐阜県	59,377	13,917	23.4%
長野県	17,756	4,053	22.8%
新潟県	72,287	16,372	22.6%
富山県	9,324	1,909	20.5%
石川県	55,982	11,291	20.2%
福井県	13,985	2,797	20.0%
山梨県	22,890	4,316	18.8%
長野県	7,272	1,342	18.5%
岐阜県	43,647	7,367	16.9%
静岡県	36,530	6,141	16.8%
愛知県	81,072	13,331	16.4%
東京都	33,881	5,471	16.1%
神奈川県	62,749	9,423	15.0%
埼玉県	19,839	2,978	15.0%
千葉県	99,829	14,075	14.1%
東京都	273,784	37,939	13.9%
埼玉県	17,125	2,036	11.9%
千葉県	169,833	18,862	11.1%
東京都	114,806	12,725	11.1%
神奈川県	198,235	18,855	9.5%
東京都	61,696	4,875	7.9%
大阪府	253,814	18,541	7.3%
兵庫県	232,321	14,406	6.2%
東京都	560,180	11,833	2.1%
総数	2,897,116	378,200	13.1%



- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
(14分野) 建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

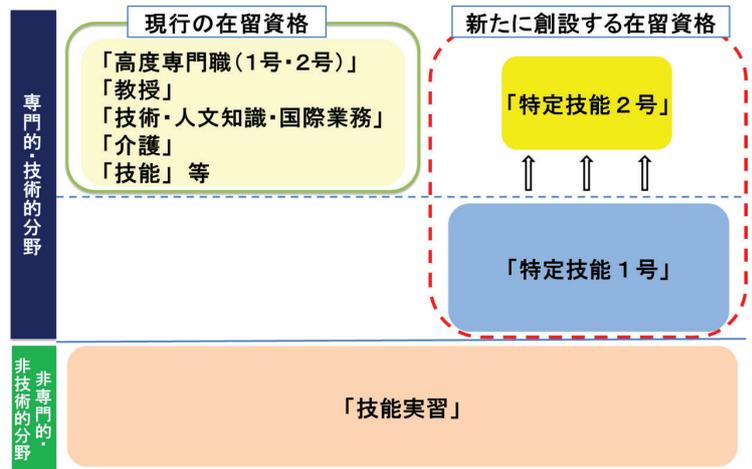
特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

【就労が認められる在留資格の技能水準】



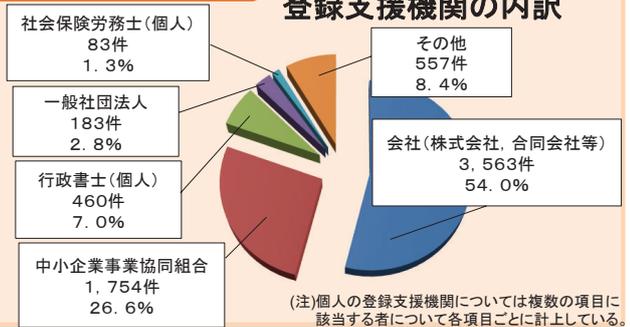
特定技能制度運用状況①



特定技能外国人の許可状況等について(令和3年10月末現在:速報値)

① 在留資格認定証明書交付	交付	14,096件
② 在留資格変更許可	許可	41,183件
③ 登録支援機関登録	登録	6,554件

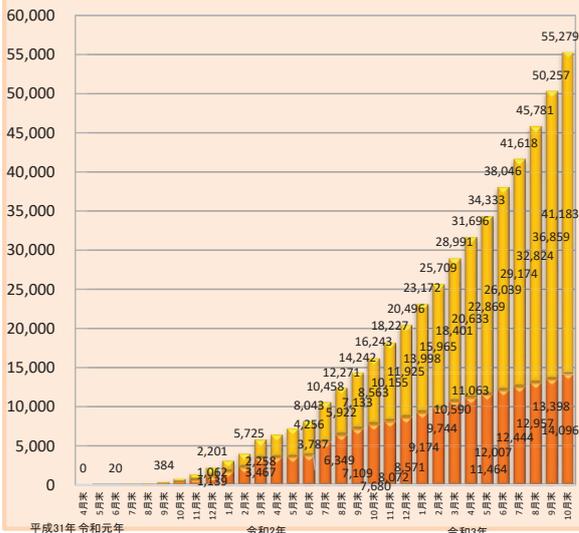
登録支援機関の内訳



許可件数等の内訳

(許可・交付件数)

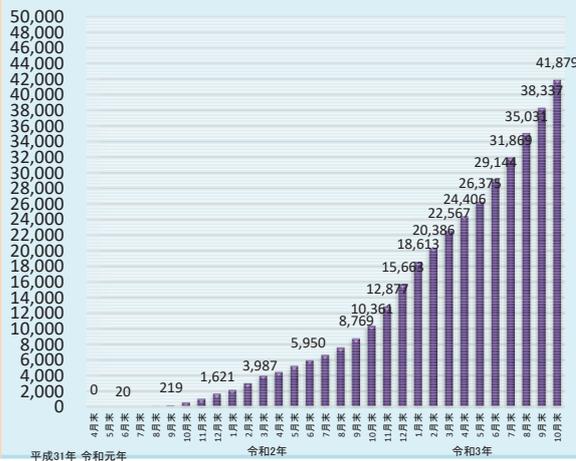
■ 在留資格認定証明書交付件数 ■ 在留資格変更許可件数



特定技能在留外国人数(令和3年10月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数

41,879人



分野	人数
介護	4,351人
ビルクリーニング	556人
素形材産業	2,633人
産業機械製造業	3,516人
電気・電子情報関連産業	1,915人
建設	4,101人
造船・船用工業	1,166人
自動車整備	507人
航空	36人
宿泊	120人
農業	5,389人
漁業	502人
飲食物品製造業	15,250人
外食業	1,837人

特定技能在留外国人数(令和3年9月末)のポイント

令和3年11月

1 特定技能在留外国人数

令和3年6月末現在 29,144人 ⇒ 令和3年9月末現在 38,337人(31.5%増)

2 各類型別特定技能在留外国人数

(1)国籍・地域別(上位5カ国)

国籍・地域	人数	構成比	対令和3年6月末比増加率
1 ベトナム	23,972 人	62.5%	31.8%
2 フィリピン	3,591 人	9.4%	37.0%
3 中国	3,194 人	8.3%	27.8%
4 インドネシア	3,061 人	8.0%	30.9%
5 ミャンマー	1,733 人	4.5%	37.0%

(注)小数点第二位まで四捨五入(以下の表も同じ)。

(2)特定産業分野別

特定産業分野	人数	構成比	対令和3年6月末比増加率
1 飲食料品製造業	13,826 人	36.1%	32.3%
2 農業	5,040 人	13.1%	25.7%
3 介護	3,947 人	10.3%	46.0%
4 建設	3,745 人	9.8%	34.7%
5 産業機械製造業	3,180 人	8.3%	30.8%
6 素形材産業	2,496 人	6.5%	26.4%
7 外食業	1,749 人	4.6%	15.3%
8 電気・電子情報関連産業	1,715 人	4.5%	29.7%
9 造船・船用工業	1,052 人	2.7%	38.4%
10 ビルクリーニング	487 人	1.3%	34.5%
11 漁業	478 人	1.2%	35.0%
12 自動車整備	466 人	1.2%	33.9%
13 宿泊	121 人	0.3%	10.0%
14 航空	35 人	0.1%	59.1%

(3)都道府県別(上位10都道府県)

都道府県	人数	構成比	対令和3年6月末比増加率
1 愛知県	3,314 人	8.6%	29.5%
2 千葉県	2,607 人	6.8%	22.9%
3 埼玉県	2,305 人	6.0%	35.0%
4 茨城県	2,158 人	5.6%	31.8%
5 東京都	2,138 人	5.6%	22.1%
6 大阪府	1,999 人	5.2%	31.4%
7 神奈川県	1,969 人	5.1%	32.9%
8 北海道	1,798 人	4.7%	33.9%
9 福岡県	1,620 人	4.2%	30.6%
10 兵庫県	1,459 人	3.8%	26.5%

3 各ルート別特定技能在留外国人数

ルート	人数	構成比	対令和3年6月末比増加率
技能実習	30,734 人	80.2%	29.8%
試験	7,379 人	19.2%	38.8%
その他(注)	224 人	0.6%	47.4%
合計	38,337 人	100.0%	

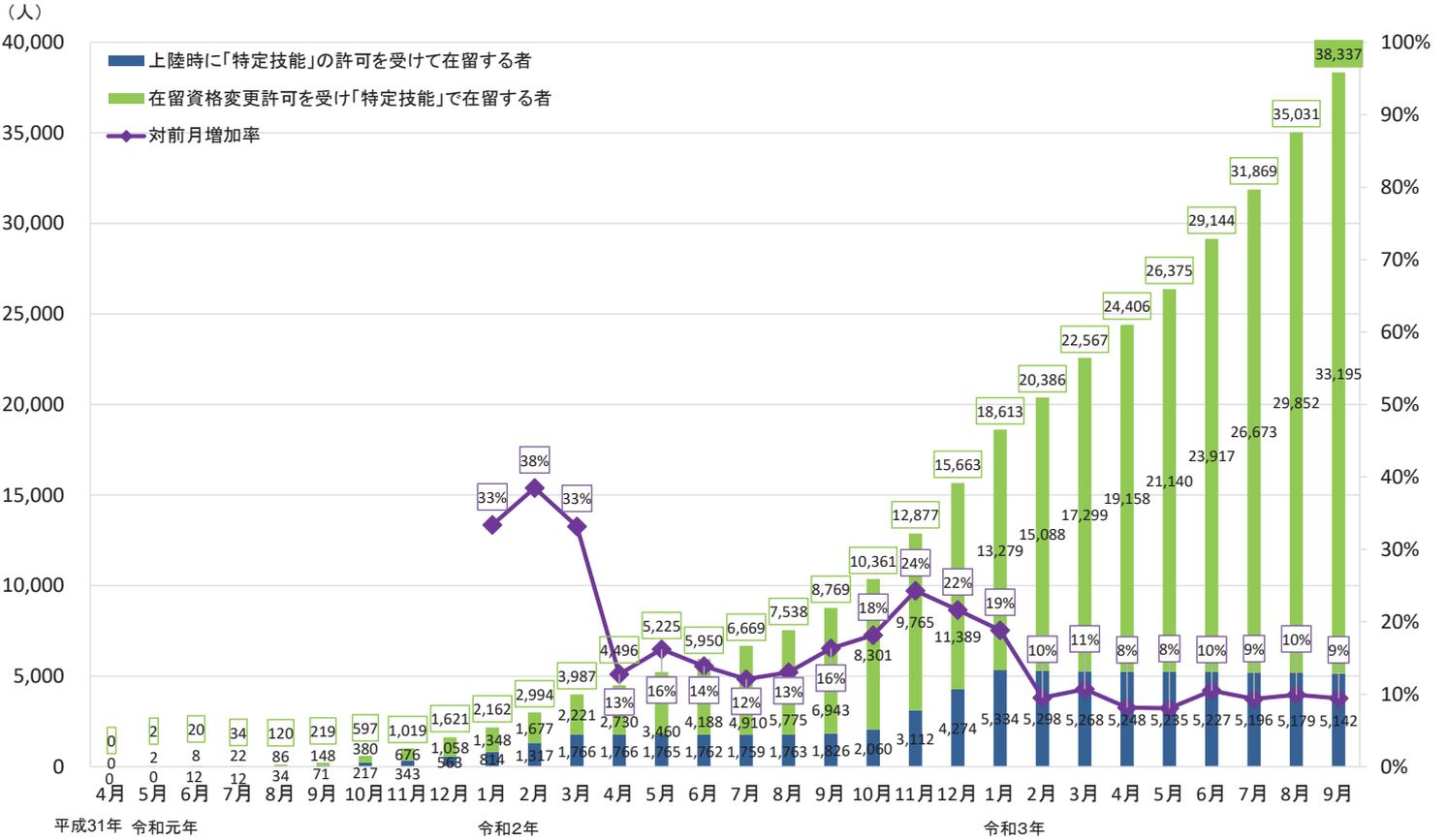
(注)介護分野における「EPA介護福祉士候補者ルート」、建設分野及び自動車整備分野における

「技能検定ルート」

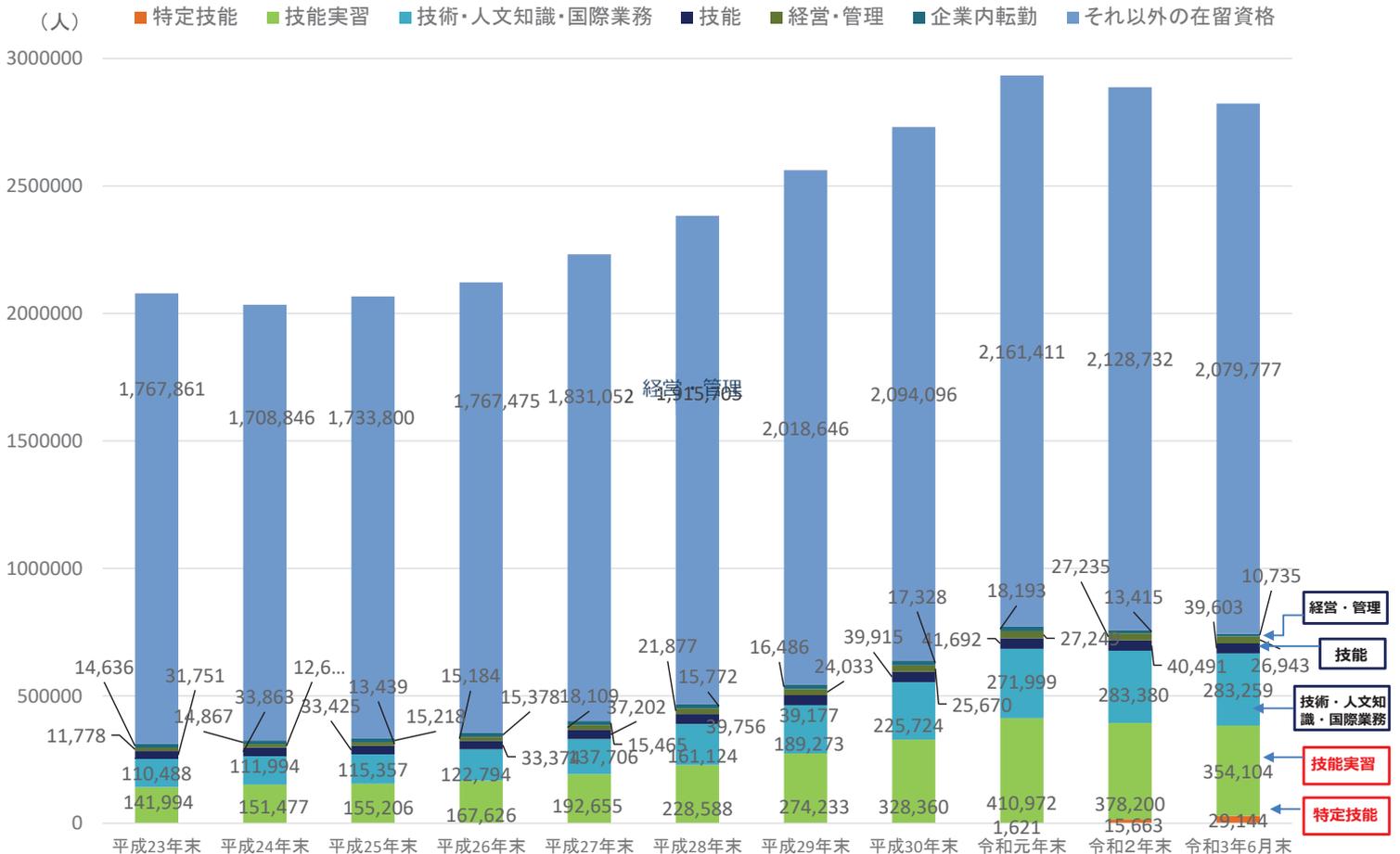
特定技能制度運用状況①



特定技能在留外国人数の推移(平成31年4月～令和3年9月末現在)(速報値)



在留外国人数の推移 (平成23年～令和3年6月末)



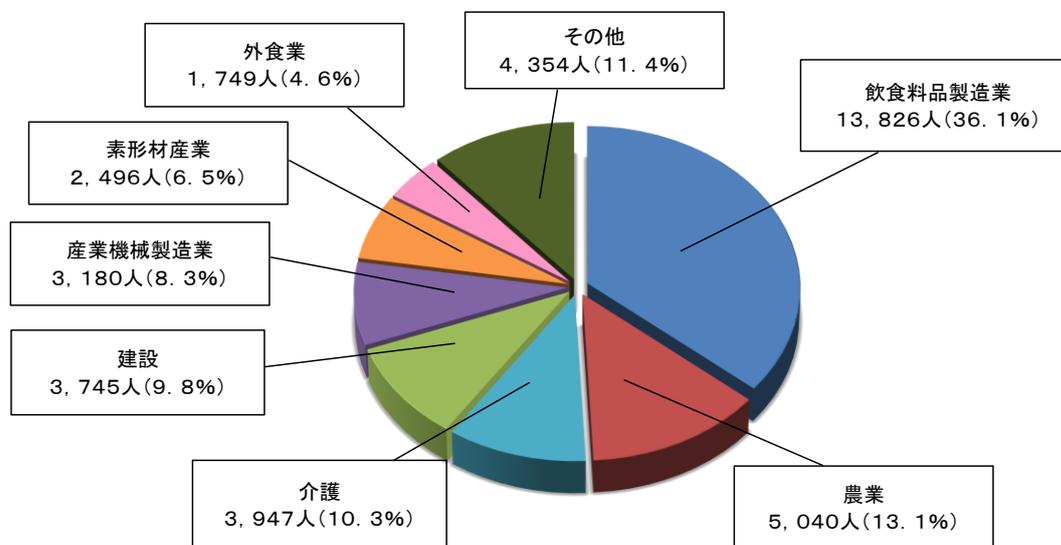
【第1表】主な国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和3年9月末現在)

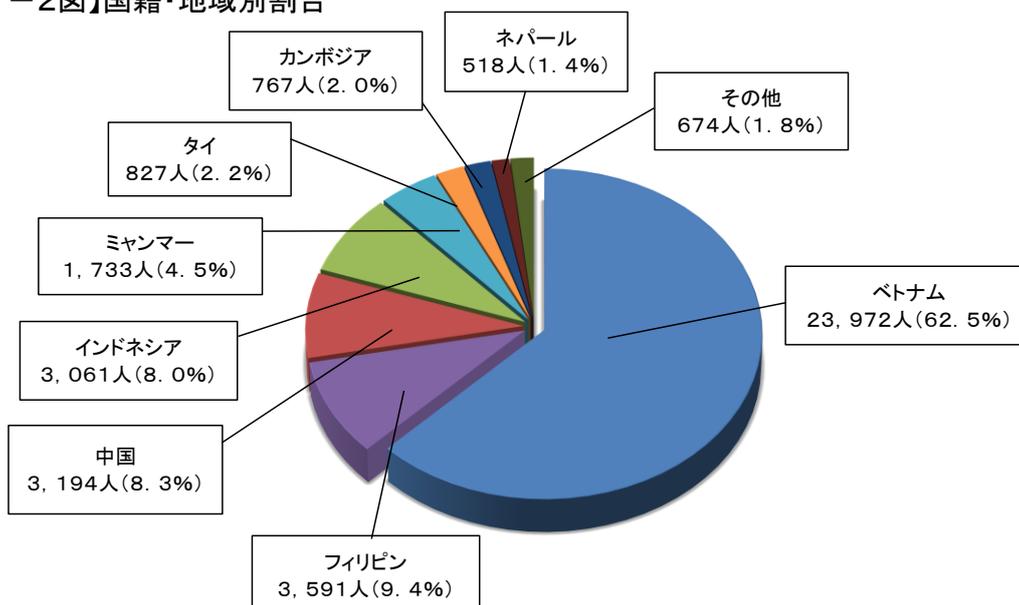
国籍・地域	総数	特定産業分野別														
		介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野	
総数	38,337	3,947	487	2,496	3,180	1,715	3,745	1,052	466	35	121	5,040	478	13,826	1,749	
ベトナム	23,972	2,062	291	1,541	1,859	1,176	2,801	196	192	12	45	2,463	114	10,141	1,079	
フィリピン	3,591	437	55	206	488	177	306	645	223	1	3	542	3	477	28	
中国	3,194	254	4	234	280	129	281	117	2	2	5	509	33	1,173	171	
インドネシア	3,061	470	37	289	426	83	140	60	5	0	14	633	328	552	24	
ミャンマー	1,733	272	54	34	16	67	51	2	29	0	8	99	0	998	103	
タイ	827	14	1	173	85	67	52	29	1	0	0	185	0	204	16	
カンボジア	767	18	17	6	2	4	66	3	1	0	0	500	0	149	1	
ネパール	518	287	15	0	0	0	18	0	2	8	26	34	0	37	91	
その他	674	133	13	13	24	12	30	0	11	12	20	75	0	95	236	

注) 本表の数値は速報値である。

【第1-1図】特定産業分野別割合



【第1-2図】国籍・地域別割合



【第2表】都道府県別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和3年6月末現在)

都道府県	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素材分野	産機業分野	電気・電子産	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業	外食業
総数	29,144	2,703	362	1,975	2,432	1,322	2,781	760	348	22	110	4,008	354	10,450	1,517
北海道	1,343	52	0	6	10	29	94	1	12	0	9	517	86	500	27
青森県	86	8	0	3	1	5	4	0	0	0	0	32	0	33	0
岩手県	149	5	0	2	3	9	16	0	0	0	0	21	4	89	0
宮城県	289	16	0	5	0	0	36	2	1	0	1	19	47	156	6
秋田県	15	2	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	4	2
山形県	50	0	0	6	8	4	4	0	0	0	0	4	0	23	1
福島県	197	0	0	18	20	15	12	0	5	0	3	31	0	83	10
茨城県	1,637	102	9	80	85	67	55	1	24	0	6	589	6	587	26
栃木県	615	32	4	43	21	64	32	0	7	0	3	106	0	291	12
群馬県	1,066	91	1	82	124	60	65	0	6	0	3	156	0	457	21
埼玉県	1,708	194	18	76	63	22	309	0	30	0	0	52	0	853	91
千葉県	2,122	138	37	44	59	25	221	0	22	9	1	314	38	1,086	128
東京都	1,751	353	56	18	20	33	328	0	23	4	4	4	0	469	439
神奈川県	1,482	272	41	65	55	5	267	28	28	5	0	14	0	590	112
新潟県	220	7	0	22	8	1	26	0	0	0	2	32	0	117	5
富山県	283	27	0	28	44	25	29	0	9	0	1	1	3	105	11
石川県	262	14	0	29	109	30	23	0	5	0	1	1	11	27	12
福井県	169	29	0	13	8	26	15	0	0	0	3	0	7	45	23
山梨県	182	30	8	13	4	16	23	0	4	0	0	32	6	40	6
長野県	570	19	13	31	90	43	7	0	9	0	8	256	0	90	4
岐阜県	704	91	2	165	123	50	48	1	5	0	22	51	0	128	18
静岡県	773	33	3	96	88	59	63	9	5	0	3	64	2	326	22
愛知県	2,559	215	17	492	323	178	203	17	21	2	1	188	0	789	113
三重県	669	45	2	63	140	71	66	18	7	0	2	35	9	195	16
滋賀県	280	13	2	12	72	31	18	0	3	0	1	16	0	107	5
京都府	533	92	20	9	85	4	45	0	7	0	6	17	0	228	20
大阪府	1,521	303	59	143	268	28	201	4	18	1	4	18	0	345	129
兵庫県	1,153	98	9	42	164	169	65	14	26	0	7	58	6	438	57
奈良県	148	33	0	11	8	0	28	0	6	0	0	5	0	53	4
和歌山県	66	4	0	9	9	2	12	0	2	0	1	11	0	13	3
鳥取県	82	0	0	0	6	4	8	0	0	0	3	7	7	46	1
島根県	115	0	0	10	6	41	6	0	5	0	0	11	0	36	0
岡山県	552	50	0	77	18	16	74	37	1	0	0	44	3	211	21
広島県	1,022	36	26	58	125	65	74	210	27	0	0	56	67	263	15
山口県	207	26	5	9	18	18	23	9	0	0	1	5	0	81	12
徳島県	149	4	2	0	5	3	11	3	7	0	0	74	0	40	0
香川県	490	19	1	13	45	3	46	32	5	0	0	90	4	231	1
愛媛県	438	67	2	12	11	0	16	190	1	0	0	14	11	113	1
高知県	158	18	4	0	2	0	17	9	1	0	0	84	1	9	13
福岡県	1,240	82	9	129	110	13	92	8	11	1	0	193	0	504	88
佐賀県	160	19	0	2	3	7	13	5	0	0	0	13	0	91	7
長崎県	287	2	0	1	20	0	4	56	0	0	3	139	18	44	0
熊本県	631	5	3	30	41	47	21	38	1	0	3	307	0	130	5
大分県	266	5	1	0	4	0	19	68	2	0	3	85	4	66	9
宮崎県	169	11	0	5	1	0	1	0	0	0	1	65	12	68	5
鹿児島県	327	8	0	1	3	27	25	0	2	0	0	104	1	154	2
沖縄県	248	33	8	2	2	0	16	0	0	0	4	73	1	96	13
未定・詳不	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 本表の都道府県は在留外国人の居住地の都道府県である。

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(法務省・厚生労働省)／出入国管理及び難民認定法(法務省)	出入国管理及び難民認定法(法務省)
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし(ただし、前職要件あり)	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

参照条文

○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）

附則第18条

政府は、この**法律の施行後二年※を経過した場合**において、…**特定技能の在留資格に係る制度の在り方**（地方公共団体の関与の在り方、…特定技能の…技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び…**技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。**）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて**所要の措置を講ずるものとする。**

※令和3（2021）年4月1日

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）

附則第2条

政府は、この**法律の施行後五年※を目途**として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて**所要の措置を講ずるものとする。**

※令和4（2022）年11月1日